

議案第 23 号

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 2 月 19 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年松阪市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。